

## 深谷市手話言語条例

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることに対する市民及び事業者の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話が言語であることに対する市民及び事業者の理解の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) ろう者及びろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重すること。
- (2) ろう者の手話による情報取得及び意思疎通を行う権利が尊重される社会の実現を目指すこと。
- (3) 手話は手、指及び体の動き、表情等により表現する言語であって、独自の体系を有するものとして尊重されること。
- (4) 手話はろう者が日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた言語として尊重されること。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話が言語であることに対する市民及び事業者の理解を促進するための施策を行うものとする。

### (市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、前条に規定する市の施策に協力するよう努めるものとする。

### (協力の要請)

第5条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を促進するため、必要に応じ、ろう者、手話通訳を行う者その他の関係者に

協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。